

特別工業地区の建築制限について

(町田市特別工業地区建築条例)

次に掲げる事業を営む工場はできません。

ア	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄りん、赤りん、硫化りん、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン、さく酸エステル類、ニトロセルローズ、ベンゾール、トルオール、キシロール、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレピン油又は石油類の製造
イ	ビスコース製品の製造
ウ	合成染料若しくはその中間物又は顔料の製造
エ	石炭ガス類又はコークスの製造
オ	塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、ふっ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、りん酸、か性カリ、か性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、ひ素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルフォン酸、クロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、グリセリン、さく酸、石炭酸又はクロム化合物の製造
カ	たんぱく質の加水分解による製品の製造
キ	油脂の採取、硬化又は加熱加工(化粧品製造を除く。)
ク	合成樹脂の製造
ケ	肥料の製造
コ	製紙(手すき紙の製造を除く。)又はパルプの製造
サ	製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製
シ	アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゆう産物又はその残りかすを原料とする製造
ス	金属の精錬(容量の合計が50リットルを超えないつぼ又はかまを使用するものを除く。)
セ	動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造
ソ	ふっ化水素酸を使用する物品の処理(電球又は計量器類の処理を除く。)
タ	シアン化合物を使用する物品の処理
チ	魚肉練製品の製造又は食肉の加工(その用途に供する作業場の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。)
ツ	アルコール発酵による酒類の製造
テ	ビタミン類の製造

関係法令 町田市特別工業地区建築条例

参 考